

街区公園等指定管理者候補者の選定要綱

1 施設の概要

- (1) 施設名及び所在地
河原町公園ほか1, 2 1 1公園 中区河原町ほか
- (2) 設置目的
市民の文化、スポーツとレクリエーション活動の振興に資することを目的とする。
- (3) 現在の指定管理者
地元町内会等（83公園）

2 選定の概要

- (1) 指定管理者候補者名（予定）
地元町内会等（ただし、地元町内会等が指定の申請を行わない場合は、直営とする。）
- (2) 非公募とする理由
街区公園等は、主に地域住民が利用する施設であり、街区公園清掃等報奨金交付団体である地元町内会等が維持管理活動（清掃ボランティア）を行なってきた実績がある。
このため、利用実態に即した効果的・効率的な管理が可能である地元町内会等を非公募により指定管理者とする。
- (3) 指定期間
令和4年4月1日～令和9年3月31日
- (4) 業務の内容等
ア 公園の管理運営業務
(ア) 利用調整（施設案内、利用指導、苦情対応）
(イ) 利用促進（事業実施、宣伝広報）
(ウ) 災害時等の対応（緊急対応）
イ 公園の維持管理業務
(ア) 施設管理（保守管理（日常点検等）、維持管理（清掃・除草・落書き消去・トイレ照明取替え等）、ただし、施設修繕は除く。）
(イ) 植物管理（樹木、芝生等の維持管理（剪定、かん水等））
- (5) 配置人員
現地常駐は必須としない。ただし、公園を適正に管理できる体制を備えること。
- (6) 指定管理料の上限額（5年間分）
申請のあった公園ごとに、清掃、除草、点検、樹木保守、トイレの清掃、その他必要な業務に係る年間経費を算出し、その5年間分を上限額とする。
なお、指定期間中に消費税率が引き上げられた場合は、指定管理料を増額するなどの適切な措置を講ずる。

〈算出例：河原町公園(面積0.38ha)の上限額〉

清掃、除草、点検	樹木保守	トイレ清掃	その他	年額合計 (千円未満切り捨て)	5年間総額
105,200円	109,400円	77,100円	125,100円	416,000円	2,080,000円

- (7) 指定管理料の支払方法
ア 指定管理料は、原則、前金払とする。
なお、指定管理者の申し出によって、概算払とすることができる。
イ 支払は、四半期ごととする。
- (8) 評価基準等
ア 欠格事項
申請日において、次のいずれかに該当する場合は、選定の対象外とする。
(ア) 広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱に規定する指名停止の措置要件に該当している場合
(イ) 広島市税、法人税又は消費税及び地方消費税を滞納している場合
(ウ) 労働基準法等労働者使用関連法令に違反し、極めて重大な社会的影響を及ぼしている場合
(エ) 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者雇用率が達成されておらず、かつ、障害者雇用納付金も滞納している場合
(オ) 広島市が設置する公の施設の指定管理者として指定を受けたが、その指定を取り消され、当該処分の日から2年を経過しない場合（ただし、不可抗力による場合を除く。）

イ 評価項目

評 価 項 目	適・否
<p>【市民の平等利用を確保することができること。】 [評価のポイント] ① 利用者の平等かつ公平な利用を確保するための方策等が、条例、規則等に沿った適切なものとなっているか。 ② 障害者や高齢者などの施設の利用に当たっての合理的配慮について、適切な方策がとられているか。</p>	
<p>【施設効用が最大限に発揮されること。】 [評価のポイント] ① 公園の管理運営を行うにあたっての基本方針は設置目的に沿ったものになっているか。 ② 公園の維持管理に関する計画が適切なものになっているか。 ③ 施設の利用促進に係る工夫がされたものになっているか。 ④ 利用者に対するサービスの向上を図れるものになっているか。</p>	
<p>【事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していると認められること。】 [評価のポイント] ① 団体の経営は安定しているか。 ② 市が提示した適正な管理の実施が確保されるようになっているか。 ③ 個人情報等の管理体制は適正か。 ④ 緊急事態等に対応可能な体制になっているか。 ⑤ サービス内容や利用実態に関する実績が適切であるか。</p>	
<p>【管理経費の縮減】 提案額が上限額以下となっていること。</p>	

※ 上記評価項目のうちいずれか1項目に「否」がある場合は、選定の対象外とする。